

よくある質問（豊田市中心企業経営力高度化事業補助金）

カテゴリ	質問内容	回答
●申請対象について		
全事業 共通	自社が対象の「中小企業者」に該当するのかわか？	中小企業基本法上の「中小企業者」に該当するものを対象としています。 ※確認方法：わかりやすい定義については下記URLからご確認ください。 「中小企業庁」外部リンク：chusho.meti.go.jp/teigi.html
	NPO/宗教/公益財団/社会福祉等の法人による申請は可能か？	【対象外】中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため。
●申請書類について		
申請書 (様式第1号)	いつまでに申請すればよいか？	事業開始前 までの申請が必須です。
	申請に必要な書類は何か？	申請書（様式第1号）の下部をご確認ください。
収支予算書 (様式第2号)	「収支予算書」の記入方法がわからない。	※添付の<記入例>【様式第2号】収支予算書をご確認ください。
	(収入)の「その他収入」とは？	「その他収入」には、本補助金以外の収入がある場合に、その額を記載してください。 なお、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける場合は、本補助金を申請することができません。ただし、豊田商工会議所「中小企業大学校瀬戸校受講料助成金」はこの限りではありません。 【例】豊田商工会議所「中小企業大学校瀬戸校受講料助成制度」において助成金を受ける（予定も含む）場合は、その金額をご記入ください。
	(支出)の項目には、何を記入すればよいか？	補助金対象経費の名称を項目ごとにご記入ください(講習名、HP作成・改良費、出展料など)
役員名簿 (様式第3号)	「役員名簿」の住所は、事業所の住所でよいか？	役員の居住住所を記入ください。
定款等	定款が提出できない場合は何を提出すればよいか？	【法人による申請の場合】登記事項証明書等の提出で構いません。 【個人事業主による申請の場合】「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しや「確定申告書」の写し、市民税課が発行する「個人の事業証明書」等をご提出ください。

よくある質問（豊田市中心企業経営力高度化事業補助金）

カテゴリ	質問内容	回答
会社パンフレット	会社パンフレットが提出できない場合は何を提出すればよいか？	ホームページがある場合は、トップページや会社概要等に関する部分を印刷したものなど、申請者の概要（資本金や従業員数、事業内容など）が分かるものをご提出ください。
●補助対象経費について		
人材育成事業	個人が受講料の立替払いを行った場合も補助対象となるか？	受講料は会社で負担することが補助対象だが、一時的に個人が立替払いを行った場合でも、最終的に会社が負担する場合は【対象】です。ただし、その場合は会社から個人に立替えたお金の支払いを行ったことを証明する書類を提出してください。
	豊田商工会議所から受講料助成を受ける中小企業大学の受講も対象事業となるか？	【対象】※ただし、豊田商工会議所の助成金が支給されている（予定も含む）場合は、「収支予算書」の「その他の収入」欄に必ず額の記入をしてください。 ※あくまでも、会議所から交付される額を差し引いた後の額が、補助対象額となります。
	補助対象となる研修に、制限はあるか？	会社が業務として、受講させる研修であり、市主催の研修（もしくは市の負担金、補助金に入った研修）でなければ、基本的に対象となり得ますが、事業計画の内容に基づく審査により判断します。 対象となるか判断に迷う場合は、事前にご相談いただくことも可能です。
	研修等の教材として、どのようなものが対象となるか？	テキスト、書籍代のほか、教材用の材料費等の消耗品を想定しています。 補助事業終了後も、使用可能な備品は補助対象外です。 対象となるか判断に迷う場合は、事前にご相談いただくことも可能です。
	検定料や試験料、証明書代、資格取得料について、補助対象となるか？	【対象外】です。
人材確保事業	「西三河地区業界研究会&合同企業説明会」など、西三河地区6市が主催する事業の出展料は対象となるか？（主催者の中に豊田市雇用対策協会を含む）	【対象】6市主催の事業に要する経費には、直接的に、豊田市が負担金等を支出していないため、対象となります。 ※ただし、豊田市雇用対策協会が単独で主催となっている事業については、市が別で補助金を出しているため、【対象外】です。
	「とよたJOBフェスタ（豊田市雇用対策協会が主催する事業）」出展料は、対象となるか？	【対象外】豊田市が別で負担金を支出して実施する事業であるためです。

よくある質問（豊田市中小企業経営力高度化事業補助金）

カテゴリ	質問内容	回答
人材確保事業	既に作成済の冊子の追加印刷は補助対象となるか？	【対象外】冊子の 新規作成または改正 にかかる経費が対象となるので、増刷のみの場合は対象外です。
販路拡大事業	「とよた産業フェスタ」は、販路拡大事業で申請できるか？	【対象外】豊田市が出資しているためです。
	「豊田ものづくりブランド認定」を受けた技術・製品を保有する企業が補助限度額上乗せで補助金を受け取るためにはどうすればよいか？	申請時に必ず、「販路拡大事業計画書」の「補助対象事業概要」に認定を受けた技術・製品をPRすることを目的とする事業であることが分かるように記載をしてください。
	見本市等への出展にかかる小間装飾費について、申請時に申請しなかった 経費項目の追加 が見込まれる場合、対象経費となるか？	交付申請時に申請がなかった経費を新たに追加することは できない ため、追加が予想される経費項目があれば、あらかじめご記入ください。 ※ただし、事業開始前までであれば、【変更申請】を行うことができます。 →変更申請について、「他の質問項目」も必ずご確認ください。
●変更申請について		
全事業 共通	変更申請とは何か？	交付申請を行った補助事業内容または対象経費に変更がある場合は原則として、変更申請書を提出してください。
	いつまでに変更申請を行えばよいか？	必ず事業開始前までに行ってください（事業開始後の変更申請は受理しかねます）。
●実績報告について		
全事業 共通	実績報告書で、交付決定額の増額はできるか？	交付申請を行った補助対象経費に変更がある場合は、変更申請書を提出していただく必要があるため、原則としてはできかねます。 ただし、例外として、「事業実施の結果での数量増加」に該当し、かつ、必要性が認められる経費については、予算執行状況の応じて、計画変更、変更交付決定を経ずに、実績報告書をもって予算の範囲内において増額することができます（例：販路拡大事業における見本市出展にかかる運搬費等）。 ※【注意点】ただし、交付申請時に申請がなかった経費を新たに追加することはできません。
	「経費の支払いを証明する書類の写し」とは何か？	領収書をご提出ください。 領収書の発行が難しい場合は、請求書及び「振込明細書」等（インターネットバンキングの該当箇所等の写しまたは通帳のコピーでも可）を提出してください。 ※【注意点】「振込明細書」等は、必ず振込指定日以降に発行されたものを提出してください（「振込明細書」等の発行日が振込完了日前である場合、支払いを証明する書類として認められません）。

よくある質問（豊田市中小企業経営力高度化事業補助金）

カテゴリ	質問内容	回答
<p>全事業 共通</p>	<p>実績報告時、支払いを証明する書類として「振込明細表」等を提出する際に、該当する項目に補助対象外経費の金額も含まれてしまっている場合、他に提出する必要のある書類はあるか？</p> <p>【例】 業者Aへ3万円の支払いを行った。うち2万円は補助対象経費の支払いで、残りの1万円は対象外経費の支払いである。その場合、「振込明細書」等には業者Aに3万円支払った旨が記載されるが、内訳が確認できないため、追加で提出する必要のある書類はあるか？</p>	<p>その内訳（金額や支払日、支払先等）がわかる資料も合わせて提出してください。</p> <p>※【注意点】「振込明細表」等は必ず振込指定日以降に発行されたものを提出してください（「振込明細書」等の発行日が振込完了日前である場合、支払いを証明する書類として認められません）。</p>
<p>人材育成 事業</p>	<p>「人材育成事業報告書」添付書類で、修了証等がない場合はどうすればよいか？</p>	<p>講師等が発行する受講完了を証明できる書類や使用したテキスト等をご提出ください。</p>